

て取扱いを簡単にするという見地から遠距離通減制を距離比例制に改めるべく努力した時代もあった。すなわち昭和17年の運賃改正に際しては、明治年代から長年月にわたる7地帯制の遠距離通減制を2地帯制の遠距離通減制に改めたのである。しかるに昭和25年に至り諸般の社会情勢に照し、距離比例制に近づいた計算方法をふたたび4地帯の遠距離通減制に改めて現在に至っている。

また国鉄の貨物運賃について全般的に遠距離通減法を採用したのは鉄道国有法の公布された明治39年であり、当初は階梯法による計算方式がとられたが、大正元年にいたり、累加法に改められ今日に及んでいる。もっとも貨物賃率表には累加法によって計算されたものに発着手数料を加算したものが運送距離ごとに賃率として発表されており、その構成の基礎をなす各運送キロごとの基礎賃率が発表されていない点が旅客運賃の場合と異なっている。

鉄道運賃の遠距離通減制は、貨物運賃については鉄道経営上または国民経済上適当とされ、特殊の例外を除き世界各国で一般的に行われており、異説をみないが、旅客運賃については可否の論議も少なくないし、遠距離通減制を採用せず、距離比例運賃によっている国が多い。

国鉄の旅客運賃については遠距離通減制は運賃制度として永年採用されてきたものであるが、距離比例制との是非については種々の議論がある。すなわち遠距離通減制はその採用を企図した当時においては、私鉄が個々に分立して自然障壁となり、かつ運輸上諸般の連絡・便利を欠いていた結果、遠距離旅客はきわめて少なかったため、遠距離乗車を奨励誘発して地方と都市との間の交通を盛んにし、ひいては地方の政治・経済・文化の発展に寄与するための手段の1つとして採用されたのである。しかし交通が発展し、他運輸機関の発達をみた今日においては鉄道経営の面からみて、必ずしも妥当な運賃制度とはいえないものがあるというのが非とする理由の1つとなっている。これに対し国鉄の遠距離通減制は歴史的かつ安定した制度であって急激な変更をなすことは適当でないこと、経営上の理論的根拠があること、他運輸機関との関係上必ずしも不適当でないこと等が是とする理由にあげられている。

なお世界各国中旅客運賃に遠距離通減制を採用している国を挙げると、つぎのとおりである。

日本、イタリア、スイス、オーストリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、ギリシャおよびトルコ。(平林喜三造・中村英男)

えんご 援護 国鉄の援護は職員の厚生福祉施策の一環として行われている。国鉄ではその業務の性質上業務によって負傷したり、病気にかかり、不具廃疾となる者が非常に多い。また不幸にして殉職する者も少なくない。そのほか火災・水害等の非常災害にかかる者もある。これらの場合本人はもちろんその遺家族が日々の生活にも困ることが多い。これがためこれらの職員および遺家族を援護救済し、後顧の憂なく職場に精励できるように、共済組合の制度やその他種々の厚生福祉事業が行われているが、なおこれだけでは十分な解決ができないものがある。ここに援護の必要性がある。

国鉄では現在、つぎのような援護を行っている。

1 傷い者援護

国鉄の職場で業務上負傷する者は毎年1万名をこえ、そのうち身体機能に障害を残すものは500名以上におよぶ状態である。これらの傷い者は負傷後ただちに鉄道病院その他に送られ

治療を受けるのであるが、3週間をこえて休業治療を必要と認められる重傷者に対しては、総裁名、所属長名で重傷見舞金が贈与される。

病院で治療を受け傷いが治ゆしても身体に機能障害を残す者は医師の指示により、もよりの鉄道療養所に移送される。療養所ではこれらの傷い者が1日も早く再起して職場に復帰できるよう指導するとともに、不幸にして重傷障害のため退職を余儀なくされるものに対しては、退所後にも十分な指導と援護が行われる。

(1) 療養所に入所中の指導

ア 日常指導

療養所長の指示にしたがい、専任の指導員による日常の指導が行われる。

イ 職能判定

専任指導員は療養期間中に障害の状態、本人の性格・智能・感情および家庭の状況、適応職種を科学的検査によって判定する。

(2) 退所後の指導

ア 職業補導

職能判定で退職して新しい職業につかねばならない者に対しては、入所中の適性検査等を参考に、また本人の希望等も考慮して1箇年をかぎり在职として取扱い、鉄道弘済会に委託(経費は同会負担)して授産場、職業補導所等に入所させ専門的な職業補導を行う。

イ 義肢装着指導

職能判定の結果幸にして職場に復帰した傷い者に対しては、作業上必要な義肢(ぎし)を装着させる。その義肢の設計・製作については関係者と密接な連絡をとり、作業や生活に適合するように傷い者指導員が指導援助する。

ウ 職場指導

傷い者を中心とした座談会の開催、傷い者の事務能力を高めるための事務講習会等による職場指導が行われる。

2 傷い者団体の助成

昭和20・21国鉄と弘済会の援助の下に全国鉄傷い者団体連合会が組織され、さらに鉄道80年記念に際し、国鉄と弘済会の助成によって社会福祉法人が結成されたが、国鉄では傷い者援護の目的からこの団体の発展を助成している。

3 殉職者遺族の援護

国鉄では危害防止・安全管理により障害事故は年々減少の傾向にはあるが、それでも不幸にして殉職する職員は1年間に200名前後を数えている。職員が不幸にして殉職した場合は、総裁名、所属長名による供物が供えられまた殉職者の霊を慰めるために毎年4月、1年間に発生した殉職者の遺族を東京に招待して、仏式による法要が行われる。

4 罹災者援護

職員およびその家族が震災火災または水災等の非常災害によって死傷または家屋家財に被害を受けた場合は、見舞金を贈与することになっているが、集团的に多数の職員が罹災した場合または災害救助法が発動された場合、その他の特殊な場合にかぎられている。

5 留守家族援護

職員で応召入営のまま、まだ帰還しない者、または元樺太鉄道局に勤務していたためまだ帰還しない者の留守家族に対しては、未帰還職員留守家族等援護規程によって所定の見舞金が贈与される。

6 生活相談所